

議第 1 1 号議案

羽田空港の再国際化に関する意見書の提出

羽田空港の再国際化に関し、国へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日提出

都市経営・行政運営調整委員会

委員長 清 水 富 雄

## 羽田空港の再国際化に関する意見書

近年、ASEAN諸国を含む東アジア諸国は目覚ましい経済成長を遂げ、我が国との貿易、投資面の相互依存関係も深まる中、東アジアとの連携を促進し、日本経済を支える首都圏と東アジアの相互アクセスを強化することが不可欠である。

また、横浜市は、社会経済のグローバル化や情報化の進展に対応して、持続的な発展を図るため、世界の知が集まる「交流拠点都市」、国内外の企業や人に新たな活躍の場を開拓する「活力創造都市」を目指して都市づくりを進めており、特に、東アジアの諸都市については、上海やマニラなどの友好・姉妹都市やハノイや台北などのパートナーシップ都市との関係を強化して、文化、経済の交流を進めているところである。

このような観点から、横浜市は羽田空港の再国際化が我が国、首都圏、本市にとって戦略的に重要であると認識し、この再国際化を進めるためには、まず羽田空港の容量拡大が不可欠であると考え、平成15年12月、本来国が全額負担すべき第1種空港である羽田の滑走路整備事業に対して、市民からの貴重な負担によって、資金協力することを決定した。

以上の背景と経緯から、これまで横浜市は、国家予算要望などで国土交通省に対し、羽田空港の国際化のあり方について、ASEAN諸国を含む東アジアの主要都市に就航すべきと再三にわたり要望してきた。しかしながら、現時点では、国際定期便の発着回数や就航範囲を極力制限し、国内航空を優先しようとする国土交通省の方針と本市の考え方との間には依然大きな隔たりがある。

よって、国におかれては、羽田空港の再国際化に向け、次の事項について配慮されるよう強く要望する。

- 1 国際線発着枠の拡大と国際空港機能の拡大を図ること。
- 2 国際線就航距離の拡大を図ること。特に、政治的、経済的に重要なASEAN諸国を含む東アジアの主要都市に戦略的な就航を図ること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣

あて

横浜市議会議長

藤代耕一